

～ 転入される方へ～

転入に伴う手続きは、認印ご持参のうえ下記を参考にしてお済ませください。

対象となる方	これからの手続き	問い合わせ先
印鑑登録をされる方	市民課窓口にて新たに登録手続きをしてください。	市民課 東館1階 443-2050
住民基本台帳カード又はマイナンバーカードの公的個人認証サービス(電子証明書)を希望される方	市民課窓口にて新たに申請手続きをしてください。	
前住所地で発行の住民基本台帳カード(顔写真付)・通知カード・マイナンバーカード・在留カード等をお持ちの方	カードの住所変更手続きを行いますので、申し出てください。	
国民健康保険に加入される方	⑭番、⑮番又は⑯番窓口へおこしください。	保険年金課 東館1階 443-2065
国民健康保険加入世帯に世帯主として転入される方	国民健康保険証の書き換えが必要です。 ⑭番、⑮番又は⑯番窓口へおこしください。	保険年金課 東館1階 443-2063
後期高齢者医療制度に加入されている方	転出元の市町村(県外)で交付された負担区分証明書をお持ちになり⑰番窓口へおこしください。	
国民年金に加入されている方	第1号被保険者 年金手帳をお持ちになり、⑱番窓口へおこしください。	保険年金課 東館1階 443-2067
	第2号被保険者 勤務先の会社等に届出をしてください。	
	第3号被保険者 配偶者の会社等に届出をしてください。	
国民年金・厚生年金を受給されている方	⑱番窓口にて年金事務所宛の住所変更届の交付を受けてください。	
転出元の市町村で介護保険の要介護認定を受けていた方	3階介護保険課へおこしください。	介護保険課 東館3階 443-2042
身体障害者手帳をお持ちの方	手帳と印鑑をお持ちになり、⑳番窓口へおこしください。	障害福祉課 西館1階 443-2056
療育手帳をお持ちの方	手帳と印鑑と写真(県外からの転入の方のみ)をお持ちになり、⑳番窓口へおこしください。	
心身障害者医療費助成を申請される方	⑳番窓口へおこしください。	障害福祉課 西館1階 443-2102
児童手当を申請される方	市民課窓口にて新たに申請手続きをしてください。	こども福祉課 西館3階 443-2055
児童扶養手当・ひとり親家庭等医療・特別児童扶養手当を申請される方	前住所地の証書をお持ちになり、3階こども福祉課へおこしください。	
こども医療費助成を申請される方	市民課窓口にて新たに申請手続きをしてください。	こども福祉課 西館3階 443-2249
妊産婦医療費助成を申請される方	3階こども福祉課へおこしください。	
お子さんの保育所・認定こども園入所を希望される方	3階こども支援課へおこしください。	こども支援課 西館3階 443-2165
お子さんの市立幼稚園・市立認定こども園入園を希望される方	7階学校教育課へおこしください。(希望の幼稚園・認定こども園が決まっている方は、直接園へお問い合わせください。)	学校教育課 東館7階 443-2134
お子さんが市立の小・中学校に在学中の方	転入前の在籍校で発行された在学証明書・教科書給与証明書と、市民課で発行する就学指定書を新しい学校へ提出してください。	
お子さんの就学指定校の変更を希望する方	市民課で発行する就学指定書と印鑑をお持ちになり、7階学校教育課へおこしください。(「就学指定校変更許可基準」に該当すると認められる場合に限り変更できます。)	
上下水道を使用される方	上下水道局に使用開始の連絡をしてください。	上下水道局 432-8587